

4月1日から

# 公共施設の使用料が変わります

第21回市議会定例会において、公共施設の各条例が改正されました。これに伴い、4月から公共施設の使用料が変わりますので、その内容をお知らせします。  
 今回の改定では、合併前の旧7市町村ごとに異なっていた料金設定や減額免除の取り扱いを統一し、各地域の施設利用に係る負担と受益の公平性を確保するとともに、安定したサービスを提供するため、施設の維持管理に必要な経費の一部について受益者負担の原則を考慮して調整しています。  
 使用料は施設の適正な維持管理を行う経費に使用し、良好な利用環境の提供に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。



9月の開設予定に向けて整備が進む東山地域交流センター

## ◎使用料の設定

◆使用料を同じ基準で統一

地域あるいは施設ごとに異なっていた料金の積算根拠を、利用区分ごとに同じ基準で統一しました。

◆料金体系の統一

午前・午後・夜間の料金体系と1時間ごとの料金となっていたものを、1時間ごとの料金に統一しました。

◆使用料の単位

10円単位とします。なお、減額免除などによる10円未満の端数は切り捨てます。

## ◎利用区分別の使用料

◆会議室など

○公民館など：施設の維持管理経費として1時間・1平方メートル当たりの経費(5円)を基準に、使用する部屋の大きさに応じた料金とします。

○スポーツ施設の会議室：1室1時間当たり200円とします。

○その他の施設：1室1時間当たり200円とします。

◆ホール

大東コミュニティセンターホール(室蓬ホール)などは、一関文化センターの中ホールと同等の料金とします。

◆公民館附属の体育館など

スポーツ施設の同規模の施設と同じ料金とします。

## ◎その他の料金設定など

◆冷暖房料

1時間・1平方メートル当たりの経費(1円)を基準に、使用する部屋の大きさに応じた料金とします。ただし、ホールなどや一部施設については実費を基準に定めます。

◆休祭日・市外利用者の割り増し  
行わないこととしました。

◆営利目的利用

集会施設の営利利用は基本使用料の2倍とし、スポーツ施設の物品販売・興行は通常料金の10倍、その他は通常料金の5倍とします。

◆利用時間について

一部の施設を除き、午前8時30分から午後10時までとします。

## ◎減額免除基準の統一

地域により異なっていた減額免除の取り扱いについて、基準を作成して運用を行うこととします。

◆減免基準の概要

使用料の減額および免除の適用は、おおむね次の基準で運用することとしました。ただし、スポーツ施設利用の減免は、市の共催が必要な場合があります。  
 ○市の共催によるもの：100%減免

○市の後援によるもの：50%減免

○地域コミュニティの増進を図るもの：100%減免

○福祉、青少年健全育成を図るもの：100%減免

○生涯学習推進を図るもの：50%減免

○市体育協会種目別協会の大会・練習：50%減免

○その他特別な事由による場合：100%または50%減免

※一関文化センター、宿泊施設など一部の施設については、それぞれに減免基準を設けます。

## ◎緩和措置

使用料の改定と減免の見直しにより、これまでの利用と同じ場合であっても使用料免除(無料)から使用料減額(料金の発生)となる場合などは、急激な負担増とならないよう、次のような緩和措置を講じます。

## 会議室など

### ◎公民館の会議室など

▽各地区公民館

▽一関地域…一関文化伝承館、一関学習交流館、関が丘・真柴コミュニティセンター、サン・アビリティーズ一関、一関保健センター、一関自然休養村管理センター、一関農村女性の家、都市農村交流館、アイドーム、総合防災センター

▽花泉地域…花泉総合福祉センター、花泉農村集落多目的共同利用施設、花泉農業開発センター

▽大東地域…大東コミュニティセンター、大東老人福祉センター、大東保健センター、大東農村環境改善センター、大東開発センター、大東農業技術センター、大東済民集會センター、大東首慶地区センター

▽千厩地域…千厩みなみ交流センター、千厩農村環境改善センター、奥玉ふるさとセンター、磐清水文化センター、千厩農村勤労福祉センター、千厩新町にぎわい交流施設

▽東山地域…東山田河津生活改善センター、東山ふるさとセンター、東山地域交流センター(21年9月開設予定)

▽室根地域…室根曲ろくふれあいセンター、室根交流促進センター、室根保健センター、室根ふるさとセンター、室根コミュニティ消防センター

▽川崎地域…川崎農村環境改善センター、川崎農村研修センター、川崎農業活性化センター、川崎農林水産物直売・食材供給施設、北上川交流センター

利用区分	室の面積	基本使用料	冷暖房料
小会議室	50㎡以下	200円	50円
中会議室	100㎡以下	400円	100円
大会議室①	150㎡以下	600円	150円
大会議室②	150㎡超	800円	200円

### ◎スポーツ施設の会議室

▽一関市総合体育館、花泉体育館、大東体育館、東山総合体育館、東山農村勤労福祉センター、室根体育館、川崎体育センター

利用料金
200円

### ◎その他の施設の会議室など

▽公民館分館

▽一関農村センター、一関生活改善センター、花泉コミュニティセンター、千厩こがね館、東山久保コミュニティセンター、東山東稲生活改善センター、東山構造改善センター、東山地区集會施設、室根地区会館(室根交流促進センターを除く)、川崎農村女性の家いぶき会館

基本使用料	冷暖房料
各室とも200円	実費相当額

## 施設利用区分別の使用料のあらまし

(1時間当たり)

### ホール

利用区分	基本使用料	冷暖房料
花泉総合福祉センター大ホール	1700円	1000円
大原公民館講堂		
大東コミュニティセンターホール		
東山地域交流センター多目的ホール(21年9月開設予定)	1000円	実費を基準として別に定めます。
川崎公民館ホール		

### 体育館など

利用区分	基本使用料
山目公民館体育館、サン・アビリティーズ一関・体育館、アイドームアリーナ	専用利用一般 400円
公民館附属体育館(山目公民館体育館を除く)、一関文化伝承館アリーナ、一関学習交流館多目的ホール、花泉コミュニティセンター体育館、東山久保コミュニティセンター多目的広場	専用利用一般 200円

### 現行使用料のとおりとした施設

減免の取り扱い	施設名
統一基準とした施設	スポーツ施設(会議室を除く)、蔵のひろば、浦しま公園にしき庵、農村公園夜間照明設備、千厩ミニシアター
個別基準とした施設	一関文化センター、宿泊施設、観光・レクリエーション施設、博物館等、老人福祉センター(個人利用)、職業訓練センター、研究開発プラザなどの期間利用施設など



大規模改修を終え2月から利用を再開した花泉総合福祉センター

◎問い合わせ先  
本庁財政課管財係

◆会議室の利用  
 使用料の上限を、21・22年度は1時間当たり100円、23・24年度は同200円とします。  
 ※適用団体：▽公民館などの会議室・ホールを利用して生涯学習を行うサークル、クラブ活動団体▽農業施設を利用する農業生産者団体の趣味・教養活動など  
 各施設の使用料に関する不明な点につきましては、その施設へお問い合わせください。